

川崎市告示第446号

川崎市行政不服審査条例第 2 条第 2 項に規定する写し又は書面の交付を受けるために要する費用の額を次のように定め、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

なお、平成 28 年川崎市告示第 205 号（川崎市行政不服審査条例第 2 条第 2 項に規定する写し又は書面の交付を受けるために要する費用の額）は、令和 8 年 7 月 31 日限り廃止する。

令和 8 年 7 月 31 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政不服審査条例第 2 条第 2 項に規定する写し又は書面の交付を受けるために要する費用の額

川崎市行政不服審査条例（平成 27 年川崎市条例第 75 号）第 2 条第 2 項に規定する写し又は書面の交付を受けるために要する費用については、次のとおりとする。

1 写し等の作成に要する費用の額

- (1) 複写機により写しを作成する場合（第 8 号の場合を除く。）（単色刷り）
写し 1 面につき 10 円
- (2) 複写機により写しを作成する場合（第 8 号の場合を除く。）（多色刷り）
写し 1 面につき 30 円
- (3) 電磁的記録に記録された事項を印刷した用紙の交付（単色刷り）
写し 1 面につき 10 円
- (4) 電磁的記録に記録された事項を印刷した用紙の交付（多色刷り）
写し 1 面につき 30 円
- (5) 光ディスク（CD-R）に複写する場合
複写 1 枚（700MB）につき 100 円
- (6) 光ディスク（DVD-R）に複写する場合
複写 1 枚（4.7GB）につき 120 円
- (7) 第 1 号から第 6 号までにより難い場合
写し等の作成に要する費用の実費に相当する額
- (8) 請負契約又は委託契約により写し等の作成をする場合
当該契約で定める額

2 写し等の送付に要する費用の額

郵送料の実費に相当する額